

製材の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○製材の日本農林規格（令和7年1月31日農林水産省告示第195号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 1083-1 : <u>20xx</u></p> <p style="text-align: center;">製材－第1部：一般要求事項 Sawn Lumber － Part 1 : General requirements</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 造作用製材の表示</p> <p>6.1.1 表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～3) （略）</p> <p>4) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称を表す文字</u></p> <p><u>5) 認証品質取扱業者の認証番号</u></p> <p>b) <u>a) 2)を格付の表示から省略する場合</u>にあつては、品名を記載しなければならない。</p> <p>c)～e) （略）</p> <p>6.1.2 表示の方法</p> <p>6.1.2.1 事項の表示</p> <p><u>6.1.1 a)～d)</u>に掲げる事項の表示は、次による。</p> <p>a)～c) （略）</p> <p>d) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称</u></p> <p>1) <u>認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合</u> 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を表す文字を、また、販売業者にあつては、“販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。</p> <p>2) <u>製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合</u> “販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。</p> <p>3) <u>輸入品の場合</u> 1), 2)に代えて、“輸入業者”の文字の後に当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</p> <p>e) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u> 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、<u>d) 1)</u>において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合にあつては、これを省略してもよい。</p> <p>f) <u>品名を記載する場合</u> “造作用製材”又は“造作材”と記載しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 1083-1 : <u>2025</u></p> <p style="text-align: center;">製材－第1部：一般要求事項 Sawn Lumber － Part 1 : General requirements</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 造作用製材の表示</p> <p>6.1.1 表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>1)～3) （略）</p> <p>4) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字</u></p> <p>(新設)</p> <p>b)～d) （略）</p> <p>6.1.2 表示の方法</p> <p>6.1.2.1 事項の表示</p> <p><u>6.1.1 a) 1)～3), 6.1.1 b)及び6.1.1 c)</u>に掲げる事項の表示は、次による。</p> <p>a)～c) （略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

g)・h) (略)

6.1.2.2 事項の表示箇所

6.1.1 に規定する事項の表示は、各本、各枚又は各束の、格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。

6.1.3 (略)

6.2 目視等級区分構造用製材の表示

6.2.1 表示事項

次による。

a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称を表す文字

6) 認証品質取扱業者の認証番号

b) a) 2)若しくは a) 3)又はこれらの双方の表示を格付の表示から省略する場合にあっては、品名を記載しなければならない。

c)～f) (略)

6.2.2 表示の方法

6.2.2.1 事項の表示

6.2.1 a)～e)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を表す文字を、また、販売業者にあつては、“販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 “販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

3) 輸入品の場合 1), 2)に代えて、“輸入業者”の文字の後に当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

e) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、d) 1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合にあっては、これを省略してもよい。

f) 品名を記載する場合 “目視等級区分構造用製材”、“目視構造用”又は“VGL”と記載しなければならない。

g)～i) (略)

6.2.2.2 事項の表示箇所

6.2.1 に規定する事項は、各本の格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあっては、各束に表示してもよい。

6.2.3 (略)

6.3 機械等級区分構造用製材の表示

d)・e) (略)

6.1.2.2 事項の表示箇所

6.1.1 に規定する事項は、各本、各枚又は各束に見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。

6.1.3 (略)

6.2 目視等級区分構造用製材の表示

6.2.1 表示事項

次による。

a) 次に掲げる事項を表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字 (新設)

(新設)

b)～e) (略)

6.2.2 表示の方法

6.2.2.1 事項の表示

6.2.1 a) 1)～4)及び 6.2.1 b)～6.2.1 d)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

d)～g) (略)

6.2.2.2 事項の表示箇所

6.2.1 に規定する事項は、各本に見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあっては、束ごととしてもよい。

6.2.3 (略)

6.3 機械等級区分構造用製材の表示

6.3.1 表示事項

機械等級区分構造用製材の表示事項については、次による。

- a) **表示事項** 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。
- 1)～4) (略)
 - 5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称を表す文字
 - 6) 認証品質取扱業者の認証番号
- b) a) 2)を格付の表示から省略する場合にあっては、品名を記載しなければならない。
- c)・d) (略)

6.3.2 表示の方法

6.3.2.1 事項の表示

6.3.1 に掲げる事項の表示は、次による。

- a)～c) (略)
- d) **認証品質取扱業者等の氏名又は名称**
- 1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を表す文字を、また、販売業者にあつては、“販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。
 - 2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 “販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。
 - 3) 輸入品の場合 1), 2)に代えて、“輸入業者”の文字の後に当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。
- e) **認証品質取扱業者の認証番号** 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、d) 1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合にあっては、これを省略してもよい。
- f) **品名を記載する場合** “機械等級区分構造用製材”，“機械構造材”又は“MGL”と記載しなければならない。
- g)～h) (略)
- i) **材面の美観** 材面の美観を表示する場合にあっては、表2に規定する材面の品質の基準〔曲がりの項及びそり（幅ぞりを含む。）又はねじれの項に規定するものを除く。〕以上の欠点が存在しない材面数に応じ、それぞれ、“四方無節”，“三方無節”，“二方無節”若しくは“一方無節”，“四方上小節”，“三方上小節”，“二方上小節”若しくは“一方上小節”，“四方小節”，“三方小節”，“二方小節”若しくは“一方小節”又は“並”と記載しなければならない。ただし，“四方”にあっては“□”と，“三方”にあっては“□”と，“二方”にあっては“└又は┘”と，“一方”にあっては“┘”と記載してもよい。

6.3.2.2 事項の表示箇所

6.3.1 に規定する事項は、各本の、格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあっては、各束に表示してもよい。

6.3.3 (略)

6.4 下地用製材の表示

6.3.1 表示事項

次による。

- a) **表示事項** 次に掲げる事項を表示しなければならない。
- 1)～4) (略)
 - 5) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字 (新設)
- b)・c) (略)

6.3.2 表示の方法

6.3.2.1 事項の表示

6.3.1 a) 1)～4), 6.3.1 b)及び6.3.1 c)に掲げる事項の表示は、次による。

- a)～c) (略)
- (新設)

(新設)

(新設)

d)～e) (略)

- f) **材面の美観** 材面の美観を表示する場合にあっては、表2に規定する材面の品質の基準〔曲がりの項及びそり（幅ぞりを含む。）又はねじれの項に規定するものを除く。〕以上の欠点が存在しない材面数に応じ、それぞれ、“四方無節”，“三方無節”，“二方無節”若しくは“一方無節”，“四方上小節”，“三方上小節”，“二方上小節”若しくは“一方上小節”，“四方小節”，“三方小節”，“二方小節”若しくは“一方小節”又は“並”と記載すること。ただし，“四方”にあっては“□”と，“三方”にあっては“□”と，“二方”にあっては“└又は┘”と，“一方”にあっては“┘”と記載してもよい。

6.3.2.2 事項の表示箇所

6.3.1 に規定する事項は、各本に見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあっては、束ごととしてもよい。

6.3.3 (略)

6.4 下地用製材の表示

6.4.1 表示事項

下地用製材の表示事項については、次による。

a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～3) (略)

5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称を表す文字

6) 認証品質取扱業者の認証番号

b) a) 2)を格付の表示から省略する場合にあつては、品名を記載しなければならない。

c)～e) (略)

6.4.2 表示の方法

6.4.2.1 事項の表示

6.4.1 a)～d)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を表す文字を、また、販売業者にあつては、“販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 “販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

3) 輸入品の場合 1), 2)に代えて、“輸入業者”の文字の後に当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

e) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、d) 1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合にあつては、これを省略してもよい。

f) 品名を記載する場合 “下地用製材”又は“下地材”と記載しなければならない。

g)・h) (略)

6.4.2.2 事項の表示の箇所

6.4.1 に規定する事項は、各本、各枚又は各束の、格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。

6.4.3 (略)

6.5 広葉樹製材の表示

6.5.1 表示事項

広葉樹製材の表示事項については、次による。

a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称を表す文字

5) 認証品質取扱業者の認証番号

b) a) 2)を格付の表示から省略する場合にあつては、品名を記載しなければならない。

c)～e) (略)

6.5.2 表示の方法

6.4.1 表示事項

次による。

a) 次に掲げる事項を表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称 その他製造業者又は販売業者を表す文字

(新設)

b)～d) (略)

6.4.2 表示の方法

6.4.2.1 事項の表示

6.4.1 a) 1)～3), 6.4.1 b)及び6.4.1 c)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

d)・e) (略)

6.4.2.2 事項の表示の箇所

6.4.1 に規定する事項は、各本、各枚又は各束に見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。

6.4.3 (略)

6.5 広葉樹製材の表示

6.5.1 表示事項

次による。

a) 次に掲げる事項を表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称 その他製造業者又は販売業者を表す文字

(新設)

(新設)

b)～d) (略)

6.5.2 表示の方法

6.5.2.1 事項の表示

6.5.1 a)～d)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を表す文字を、また、販売業者にあつては、“販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 “販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

3) 輸入品の場合 1), 2)に代えて、“輸入業者”の文字の後に当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

e) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、d) 1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合にあつては、これを省略してもよい。

f) 品名を記載する場合 “広葉樹製材”又は“広葉樹材”と記載しなければならない。

g)・h) (略)

6.5.2.2 事項の表示の箇所

6.5.1 に規定する事項は、各本、各枚又は各束の、格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。

6.5.3 (略)

附属書 A・B (略)

日本農林規格

製材－第 2 部：試験方法 (略)

JAS

1083-2 : 20xx

6.5.2.1 事項の表示

6.5.1 a) 1)～3), 6.5.1 b)及び 6.5.1 c)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

d)・e) (略)

6.5.2.2 事項の表示の箇所

6.5.1 に規定する事項は、各本、各枚又は各束に見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。

6.5.3 (略)

附属書 A・B (略)

日本農林規格

製材－第 2 部：試験方法 (略)

JAS

1083-2 : 2025